

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 健康福祉局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 建設局定期監査結果報告書
- 6 都市局定期監査結果報告書
- 7 上下水道局定期監査結果報告書

令和7年度 農林水産環境局定期監査（行政監査を含む）及び
関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査
及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

農林水産環境局

農林水産部 農政総務課、水産漁港課、土地改良課、林産振興課

出先機関 農業振興センター、北部農林事務所、中央卸売市場

イ 指定管理者監査

(ア) 合同会社REFAARMA（仁色ふるさと農園）

(イ) 南恒屋ふれあい農園管理組合（南恒屋ふれあい農園）

(ウ) 有限会社 夢前夢工房（夢さき夢のさと）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和8年2月8日から同年5月12日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

(ア) 合同会社REFARMA（仁色ふるさと農園）

令和8年2月18日から同年5月12日まで

(イ) 南恒屋ふれあい農園管理組合（南恒屋ふれあい農園）

令和8年2月18日から同年5月12日まで

(ウ) 有限会社 夢前夢工房（夢さき夢のさと）

令和8年2月19日から同年5月12日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

なお、事業目的外に支出された事案が発覚した多面的機能支払交付金については、当該交付金の返金並びに国費分及び県費分の返還手続きが完了したこと、並びに再発防止策が講じられていることを確認した。

ア 収入関係事務（中央卸売市場）

(ア) 売場等使用料収入関係事務

(イ) 電気・水道料等償還金収入関係事務

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(ウ) 自動車保管場所使用承諾証明書の発行事務

この事務について関係書類を調査したところ、姫路市手数料徴収条例第2条に基づく手数料の徴収が行われていなかった。また、不徴収とする旨について、適切な意思決定がなされていなかった。

証明手数料については、同条例に基づき、適正に徴収事務を執行された。また、不徴収とする場合は、姫路市文書取扱規程第14条第2号及び第16条の規定に基づき適正な意思決定を行うべきである。

なお、同条例第6条第4号の規定を適用する場合は、不徴収とする合理的な根拠のある例外的なものであり、恒常的に手数料を不徴収とするものについては、条例等で適正に取扱いを定める必要がある。

イ 指定管理関係事務（農政総務課）

この事務について関係書類を調査したところ、指定管理全6施設において、

基本協定書に指定管理業務仕様書及び個人情報取扱特記事項が綴じ込まれていなかった。

また、仕様書に定める書面報告が未提出の施設や、仕様書と異なる使用許可申請書等の様式を使用している施設があったにもかかわらず、報告書の提出指導や様式修正の指示を行っていなかった。

夢さき夢のさと（指定管理者 有限会社 夢前夢工房）においては、仕様書に定める第三者に委託することができる業務について、再委託先との契約書及び業務仕様書の写しが未提出であったにもかかわらず、提出を指導していなかった。また、会計の独立について、専用口座による管理が困難である場合は、市と指定管理者で協議の上、その取扱いを決定するものとするとしているが、指定管理者が専用口座により管理していないことを把握しておらず、会計の管理状況の確認ができていなかった。

施設の所管課として、提出すべき書類の提出指導及び様式に不備がないか等の確認作業を適正に行い、施設の運営実態に沿った仕様書となるよう内容を見直すとともに、指定管理者に対し、基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正に業務を遂行するよう指導されたい。

ウ 薬品管理事務（農業振興センター）

この事務について関係書類を調査したところ、受払簿への記載が出来ておらず、使用状況を適切に管理できていない農薬があった。

農薬は、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。

エ 準公金関係事務（農政総務課）

この事務について関係書類を調査したところ、姫路市レクリエーションファーム運営協議会の支出事務において、請求金額に誤りがあるものを支出していた。

準公金の取扱いにあたっては、複数職員で入出金確認を行うことを徹底する等、取扱マニュアルに基づき適正に管理されたい。

(2) 指定管理者監査

ア 合同会社REFARMA（仁色ふるさと農園）

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に管理運営されているものと認めた。

イ 南恒屋ふれあい農園管理組合（南恒屋ふれあい農園）

監査の結果、適正に管理運営されているものと認めた。

ウ 有限会社 夢前夢工房（夢さき夢のさと）

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に管理運営されているものと認めた。

(ア) 収入及び支出関係事務

指定管理業務仕様書に定めている会計の独立について、指定管理業務とそれ以外の会計伝票や領収証が区別して保管されていなかった。また、支出及び収入を専用口座により管理することが困難な場合は、市と協議の上、その取扱いを決定するものとされているところ、協議や取扱いについて市と認識の相違があった。

基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。

(イ) 契約関係事務

指定管理者業務仕様書において、第三者に委託した業務については、業務実施前に再委託先との契約書及び業務仕様書の写しを市に提出することを定めているが、契約書を保管しておらず、市に写しを提出していなかった。

基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。

(ウ) 施設管理事務

使用許可申請書に記入漏れがある等申請書類の審査が適正に行われていないものや、申請書が保管できていないものがあつた。

申請書の審査及び保管にあたっては、使用許可は公権力の行使にあたる行政処分であることに十分留意し、適正に行われたい。